

札幌市公民館の使用承認に係る処分基準

札幌市月寒公民館（以下「公民館」という。）の有料施設の使用を承認した場合において、その承認又は特別設備の設置等の承認（以下「使用承認等」という。）の条件を変更し、有料施設の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消す場合の処分基準は、本基準表による。

（処分基準表）

使用承認等の範囲	処 分 基 準
（承認の取消し等） （公民館条例第 11 条関係）	1 次のいずれかに該当する場合であること。 (1) 使用承認等を与える際に管理運営上の必要から付した条件が履行されない見込みがあること等により、公民館の維持管理上重大な支障を生じるおそれがあるとき。 (2) 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が条例に規定する使用料を納付しないとき。 (3) 使用申込書に記載されている使用目的等に著しく違反して使用するおそれが生じたとき。 (4) 使用者が使用申込書を他の者に転貸し、又はその権利を譲渡したとき。 (5) 災害、事故その他非常の事態の発生により、建物の改修、機械又は設備の修理等を緊急に行う必要が生じたとき。 (6) 緊急に市民を対象とする公益上の施策・事業を実施する必要が生じたとき。 (例) 非常災害時等の場合の避難場所として使用する等